

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、実業(リアル)である「不動産事業」、ITの高度なテクノロジーとAI技術を基盤とした「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の3つの事業を有機的に結合させた「AI×リアル」ソリューション事業を展開しております。今後の経営の基本方針といたしましては、不動産業界に対して実績のあるAI技術とITを使った実業(リアル)の課題を解決する力を、まずは、不動産業界と関係のある銀行業界に展開し、さらには、証券、電力、人材、情報通信、ホテル、百貨店、商社など、多種多様な産業に対して展開していく方針であります。

当社及び当社グループは、このような経営方針のもとに企業価値を維持・向上させ、当社に關係するステークホルダーとの信頼関係を構築し継続的に成長していくためには、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくことが重要と考えており、これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニー株式会社	6,391,100	42.25
Zホールディングス株式会社	3,579,100	23.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	ソニー株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 6758
--------	-------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社であるソニー株式会社の企業グループをはじめ関連当事者取引については、少数株主保護の観点から取引条件の経済合理性や妥当性を保つために、契約の締結の際に取締役会で承認の可否を審議の上取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社取締役のうち親会社であるソニー株式会社の業務執行を行っているものは1名のみであり、当社取締役8名の半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況であると考えております。また、更に経営の独立性を高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が2名就任し取締役会での審議に参加しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小野 三郎	他の会社の出身者													
原田 潤	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 三郎				大和証券株式会社において支店長や統括部長等を歴任したのち、4社において監査役を歴任した経験を有しており、ビジネスのみならず監査について高い知見を有していると考えられることから、当社社外取締役(監査等委員)に選任しております。
原田 潤				公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見と専門性を有していると考えられるため当社社外取締役(監査等委員)に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。現在選任している2名の社外取締役は、全て当社経営陣からの十分な独立性を確保できており、質量ともに社外取締役としての役割を果たすにふさわしい状況にあります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査等委員会による監査、内部監査人による内部監査及び会計監査人による会計監査の三者により構成されております。監査等委員会と内部監査人は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、内部統制への対応等について恒常的に情報交換、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。監査等委員会と会計監査人は、定期的に相互の監査計画および監査結果等について説明、報告を行っております。内部監査人と会計監査人は、会計監査人から監査等委員会へ監査報告する場に内部監査人が同席し、会計監査における指摘事項を踏まえた内部監査を実施するために情報交換を行い効果的かつ効率的な監査を実施しております。また、監査等委員会、内部監査人及び会計監査人の三者は会計監査人の監査期間において、連携して情報の交換や意見交換を行うことでそれぞれが適切な監査を行えるよう相互に連携を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	1	1	0	社外取締役

補足説明

報酬委員会は、社外取締役を委員長として3名の委員により構成されております。監査等委員ではない取締役の報酬について、社外役員を委員長とする同委員会において検討、答申することにより、適法かつ妥当な取締役の報酬額を決定することを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員に対して業績と連動するインセンティブ付与を行うことにより、継続的に業績を向上させる意志や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては継続的に業績を向上させる目的で取締役及び従業員に付与しておりますが、社外取締役及び監査等委員へも、少数株主を含む株主保護のために求められる適正な業務及び監査活動への意識向上を図るため付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在しないため個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額の決定については、まず株主総会で報酬総額の決議をしております。株主総会決議による報酬総額の範囲で、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別報酬額の決定については取締役会の決議により委任された報酬委員会において検討、答申しており、監査等委員である取締役の個別報酬額の決定については、監査等委員会において検討、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートについては主にコーポレートソリューション部が行っております。取締役会における資料の提供をはじめ必要となるサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能を主に以下の各機関に持たせることにより適正なコーポレート・ガバナンスの体制を維持しております。

(a)取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通恵、取締役 角田智弘、取締役 清水卓、取締役 喜志武弘、社外取締役(常勤監査等委員) 小野三郎、取締役(監査等委員) 齊藤義範及び社外取締役(監査等委員) 原田潤の取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会と随時開催される臨時取締役会にて運営されております。各取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っており、定例の取締役会では、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の適正化に努めております。

(b)監査等委員及び監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役(常勤監査等委員) 小野三郎が議長を務め、取締役(監査等委員) 齊藤義範及び社外取締役(監査等委員) 原田潤の3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役会での議決権を持った監査等委員が、取締役の職務の執行と日々の事業の運営状況について監査を行っております。

また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員は社内の重要会議に出席するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うことにより、複眼的な視点から事業の運営状況の把握と監視を行っております。

(c)会計監査人

当社は、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

(d)内部監査

当社では、事業管理室長(取締役) 喜志武弘が内部監査を担当し、コーポレートソリューション部統括部長(執行役員) 久々湊暁夫を含む担当者3名と協働して、当社の各部門に対する内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

(e)経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通恵、取締役 角田智弘、取締役 清水卓、取締役 喜志武弘、社外取締役(監査等委員) 小野三郎、執行役員 青木和大、執行役員 久々湊暁夫その他代表取締役社長が必要に応じて招集する者で構成されております。経営会議は、代表取締役社長が原則として週1回招集するものとし、取締役会決議事項、代表取締役決裁事項等の事前確認とその他社内の運営方針を審議・決定しており、監査等委員会より最低1名の監査等委員も出席し業務の監視を実施しております。

(f) 執行役員制度

当社では、経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、経営会議その他重要な会議体に参加するとともに、取締役会の監督のもと業務を執行しております。

(g) 報酬委員会

当社では、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である報酬委員会を設置し、社外取締役を委員長として運営を行っております。

(h) 顧問弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、顧問弁護士から法的助言を得ております。さらに、当該顧問弁護士の担当外の専門分野については、しるべき専門分野の弁護士より法的助言を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値を維持・向上させ、当社に關係するステークホルダーとの信頼関係を構築し継続的に成長していくためには、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくことが重要と考えており、これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として監査等委員会設置会社に移行しております。業務執行の意思決定等重要なガバナンスについては取締役会に権限を持たせる一方で、監査等委員会による日々の事業運営に対する監査、会計監査人及び内部監査人の監査により適切な意思決定と業務執行が行われることを企図し、現体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については可能な限り早期に発送することに努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主に株主総会へ参加頂けるよう、集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページでの公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、代表取締役から経営の状況を説明する定期的説明会を年2回実施することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用ページを開設しIR資料を掲載していく予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートソリューション部と事業管理室を担当部署とし経理財務室と連携して対応してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、行動規範を定め、全ての社員の行動に対し、「イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展に貢献することが、SREホールディングスの企業としての社会的責任の基本をなすものであります。私たちSREホールディングス社員は、SREホールディングスの事業活動が株主、顧客、社員、調達先、ビジネスパートナー、地域社会、その他機関などのSREホールディングスのステークホルダーに与える影響に十分配慮して行動します。」と規定し、ステークホルダーを尊重することを徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、行動規範において、「SREホールディングスは、環境を保全し、全ての人類そして将来の世代のために心豊かな生活を実現していくことが重要であると考えております。SREホールディングスは、更なる持続可能な社会の構築に向け、自らの商品及び事業活動のライフサイクルを通して、環境負荷をゼロにすることを目指してまいります。この環境に関する基本理念を遂行するため、私たちSREホールディングス社員は、法令に定める基準を満たす又はそれを上回るための手立てを検討し、実施することに努めます。また、プロジェクトや事業を検討する際には、環境への影響を重要な判断基準の一つとして考慮します。」と規定しており、これに沿って環境保全活動及びCSR活動を奨励しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は株主をはじめ当社のステークホルダーに対して、ホームページ、説明会等を通じて情報提供を積極的に行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2016年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております(2019年5月9日開催の取締役会決議により一部改訂)。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他の使用人が遵守すべき基本的な内部規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役、執行役員及びその他の使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っております。
 - b 当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。
 - c 当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持しております。
 - d 当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。
 - e 当社は、監査等委員・会計監査人と連携・協力の上、業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、法令及び「記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しております。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、それぞれの担当領域において、定期的リスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行っております。経営管理部門は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲しております。
 - b 取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役・執行役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役・執行役員と協議の上、当社にとって最適な選択肢を追求しております。
 - c 執行役員は、「決裁規程」の定めるところに基づき代表取締役の承認のもと、下位の使用人に自らの権限の一部を委譲することができるしております。
- (e) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「決裁規程」及び「行動規範」を遵守しております。
 - b 当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「決裁規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「決裁規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。
 - c 以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務執行を補助する使用人(以下、「補助使用人」という。)を求めた場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使用人は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行うものとしております。
- (g) 前号の使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員からの独立性が確保されるものとしております。
- (h) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとしております。
- (i) 取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - a 取締役(連結子会社の取締役を含み、監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査等委員会に報告するものとしております。
 - b 取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告するものとしております。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、誠実に通報を行った取締役、執行役員及びその他の使用人を公正かつ丁重に扱うものとしております。また、通報者に対する一切の報復措置の禁止について定めると共に、通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めるものとしております。
- (k) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、係る活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担しております。
- (l) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 監査等委員は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。

b 取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及びその他の使用人は、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役(監査等委員を除く。)等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び連結子会社、並びにその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係を持たないことを決意し、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。

当社は、反社会的勢力排除について定めた「行動規範」を策定しており、入社時の新入社員研修において、「行動規範」に定められた反社会的勢力排除に関する研修を行っております。

また、反社会的勢力排除のための社内体制として、「行動規範」のほかに、反社会的勢力との関与に関する基本方針である「反社会的勢力対応規程」及び反社会的勢力との関与を防止すべく取引先の反社会的勢力該当性をチェックする基準・手続を定めた「取引先属性確認ガイドライン」を定めております。これら規程において、反社会的勢力の該当性チェック(以下、「反社チェック」という。)の確認の有無を行うとともに、内部監査においても反社チェックの実施について厳格に確認を行っております。

さらに、取引先との契約書には暴力団排除条項を入れるよう社内各部署に徹底させるとともに、契約書の最終確認を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

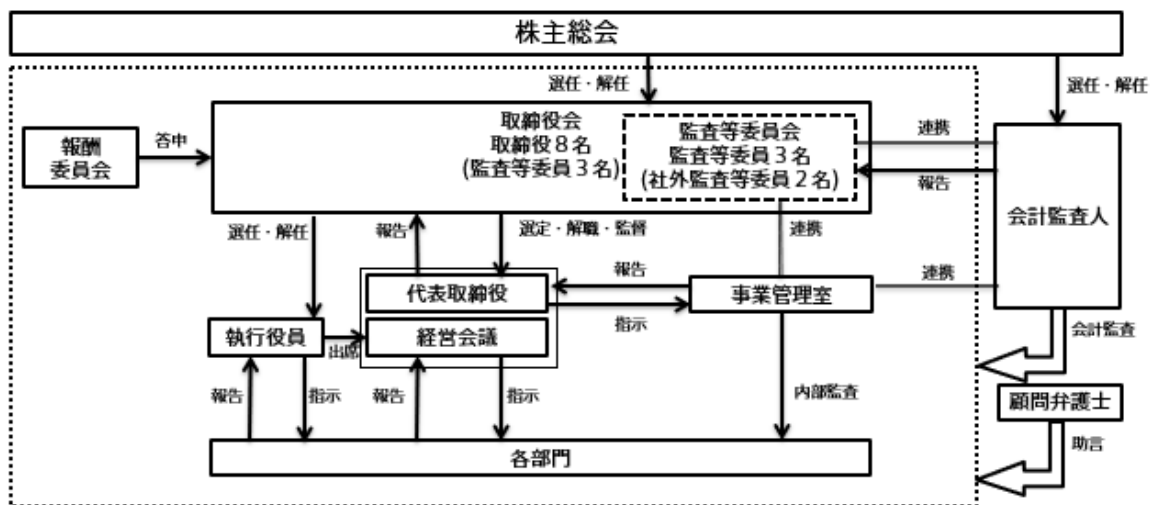
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続

